

2024年4月1日

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
G-FACTORY株式会社  
代表取締役 片平 雅之

## 吸収合併に係る事後開示書面

当社は、株式会社M. I. T（以下、「M. I. T」という。）との間において、2024年2月14日付締結の吸収合併契約（以下、「本契約」という。）に基づき、2024年4月1日をもって、M. I. Tの権利義務を承継して存続し、M. I. Tが消滅する吸収合併（以下、「本合併」という。）をいたしました。

本合併について、会社法第801条第3項第1号の規定により、開示すべき事項は以下のとおりです。

### 1. 吸収合併が効力を生じた日

2024年4月1日

### 2. 吸収合併消滅会社における会社法第785条、第787条、第789条第2項および第3項の規定による手続の経過

M. I. Tは当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定による手続について、該当事項はありません。

M. I. Tは新株予約権を発行していないことから、会社法第787条の規定による手続について、該当事項はありません。

M. I. Tは、債権者に対し、会社法第789条第2項および第3項の規定により、2024年2月21日付にて官報へ公告するとともに、同日付にて各別に催告しましたが、所定の期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

### 3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第797条第3項および第4項ならびに第799条第2項および第3項の規定による手続の経過

当社に対し、会社法第796条の2の規定に基づく差止請求を行った株主はありませんでした。

当社は、株主に対し、会社法第797条第3項および第4項の規定により、2024年3月11日付にて電子公告いたしましたが、反対株主からの株式買取請求はありませんでした。

当社は、債権者に対し、会社法第799条第2項および第3項の規定により、

2024年2月21日付にて官報をもって公告し、かつ、同日付にて電子公告いたしました。所定の期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもってM. I. Tより本契約に記載された資産、負債および権利義務を本契約にしたがい承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項

別添「会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項」に記載のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

本件吸収合併につき、会社法第921条の変更の登記については、2024年4月2日に申請を予定しております。

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

(別添：会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面  
または電磁的記録に記載または記録がされた事項)

2024年2月21日

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号  
株式会社M. I. T  
代表取締役 田中 健彦

## 吸収合併に係る事前開示書面

当社を吸収合併消滅会社、G-FACTORY株式会社(住所 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号、以下、「G-FACTORY」という。)を吸収合併存続会社とする吸収合併(以下、「本合併」という。)について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の規定により開示すべき事項は以下のとおりです。

### 1. 吸収合併契約の内容

別添「合併契約書」に記載のとおりです。

### 2. 合併対価の相当性に関する事項

#### (1) 合併対価の割当ての内容

G-FACTORYは当社の完全親会社であるため、本合併に際し合併対価の交付をいたしません。

#### (2) 当社の資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

合併対価の交付をしないため、本合併によりG-FACTORYの資本金及び資本準備金の額は増加いたしません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項

合併対価を交付しないため該当事項はありません。

### 4. 本合併に際して交付する新株予約権についての定めに関する事項

当社は新株予約権を発行していませんので、該当事項はありません。

### 5. G-FACTORYの最終事業年度に係る計算書類等の内容

有価証券報告書を提出済みであります。

6. G-FACTORY につき、最終事業年度後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 当社につき、最終事業年度後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

8. 吸収合併の効力発生日以後における当社の債務（会社法第789条第1項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る）の履行の見込みに関する事項

当社の最終の貸借対照表においては、約2億2,000万円の債務超過となっており、本合併に伴い、G-FACTORYの個別決算において特別損失（抱合せ株式消滅差損）として約3億円を計上する見込みですが、G-FACTORYと当社は完全親子会社ですのでG-FACTORYの連結業績への影響は軽微であります。

よって、合併後の当社債務の履行については、特段の支障はないものと判断いたしました。

以 上

(別添：合併契約書)

## 合併契約書

G-FACTORY株式会社(住所 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号、以下「甲」という。)及び株式会社 M. I. T (住所 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号、以下「乙」という。)は、次のとおり吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条 (吸収合併)

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する(以下、「本合併」という。)

### 第2条 (本合併に際して交付する金銭等)

甲は乙の完全親会社であるため、本合併に際し合併対価の交付を行わない。

### 第3条 (合併の効力発生日)

本合併の効力発生日(以下、「合併の日」という。)は、令和6年4月1日とする。ただし、合併手続の進行上の必要に応じ、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### 第4条 (甲の資本金及び準備金の額等に関する事項)

本合併に伴い、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第5条 (株主総会)

甲は、合併の日の前日までに株主総会を開催して、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求める。乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併の規定により、本契約に関する株主総会の承認を得ることなく本合併を行うものとする。

### 第6条 (会社財産の引継)

乙は、令和4年12月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに合併の日までの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を合併の日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。

### 第7条 (従業員への処遇)

甲は、効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後合併の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって業務執行及び財産管理を行うものとし、その財産または権利義務に重大な影響を及ぼす行為をなす場合には、事前に甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。

第9条（合併条件の変更及び合併契約の解除）

本契約締結の日から合併の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動を生じたときには、別途甲乙協議の上、本合併の条件を変更し、または本合併を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、第5条に定める甲の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条（本契約以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を乙がその写しを保有する。

令和6年2月14日

（甲）東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

G-FACTORY株式会社

代表取締役 片平雅之

（乙）東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

株式会社 M. I. T

代表取締役 田中健彦